６月市議会定例会　一般質問　全体　太田

　日本共産党の太田とおるです。通告に従って一般質問を行います。

　国民健康保険についてです。

まず最初に、国保の都道府県単位化についてお聞きします。2018年４月まであと一年を切りました。

４７都道府県のうち、統一保険料を目指しているのは、現在、大阪府、滋賀県、奈良県、広島県の４府県だけです。

もともと、佐賀県も保険料均一で議論を進めてきていましたが、昨年11月には佐賀県と県下20市町の首長で構成する県市町国保広域化等連携会議において、将来的に保険税率・額を一本化する方向性を決める方針に対して、首長から慎重意見が相次ぎ、結論を持ち越しました。そして今年1月に開催された実務者会議で「10年程度かけて保険税率・額を一本化する」と言う方針を見直し、「期限を定めずに一本化を目指し、市町と協議していく」とし、事実上、均一化方針を取り下げました。

これに対して、大阪府では統一国保を目指しています。大阪府の統一国保を目指す理由は特異で、2010年橋下前大阪府知事が一部の首長とともに大阪府国保を目指していたことに端を発しています。当時は「大阪都構想」が背景にあり、国保だけでなく介護も広域化しようとしていました。しかし2010年10月の大阪府議会で知事が国保料の府内統一化は「現行法の枠内では非常に難しい」と答弁をし、年内の制度設計の断念を表明しました。そして同時に、国に制度改正を求め、府が保険者となって国保料を統一する国保広域化を推進することを表明しました。大阪府はこの2010年当時の合意がいまなお生きているとして、今回の国保法改正・都道府県単位化に飛びついたのではないでしょうか。

そして大阪府統一国保というのは、国保料を統一するだけでなく、保険料・一部負担金減免制度の統一や国保事務全般の共通化を含むもので、徴収や滞納差し押さえなども課題として検討されています。

国のスケジュールでは昨年11月に1回目、今年の1月に2回目の事業費納付金と標準保険料試算を都道府県が国に報告することになっていました。しかし、大阪府はシステムの不備を理由に2月中旬に1回目の試算を公表しました。

公表された試算では均等割額が高額であり、子育て世帯、多人数世帯には高額保険料になることが示されています。

試算では、現行保険料より下がるのは、守口市、泉佐野市、藤井寺市、熊取町、田尻町、寝屋川市の6自治体となっています。

寝屋川市は5.41％の減額でひとりあたり7186円保険料が下がると試算されています。これは大きく新聞などでも報道されました。寝屋川市は議会に対しては試算された保険料で実際に国民健康保険料を算定すると保険料が上がることをすぐに示してこられましたが、市民にはどのような対応をとりましたか。今後考えていることも合わせてお答えください。

今回の試算では現行保険料では繰り入れられている、決算補填のための一般会計法定外繰り入れ、基金繰り入れ、前年度繰り越し、繰り上げ充用をないものとして計算されています。また、今年度、寝屋川市が予算化した保険料引き下げのための法定外繰り入れも試算には反映されていません。大阪府は今回の試算は荒い試算で府民に説明をした際には「これは全く当てにならない信用ならない数字なんです」とまで言い始めています。しかし、大きな保険料水準にまでは影響しないのではないでしょうか。大きく保険料が上がっていく仕組みだということがしめされているのではないでしょうか。

大阪府の統一保険料は地域の医療水準は加味されず、自治体ごとの所得水準のみが反映され所得水準の高いところの保険料が高くなる仕組みです。大阪府下でも自治体間の医療水準には1.2倍の格差があり、それを無視して計算されるのはどのように考えても問題です。寝屋川市は一人あたり医療費は府下でも低い方となっています。市として医療水準が加味されない場合市民にどのような影響が出ると考えていますか。明らかにしてください。

寝屋川市の国保加入世帯の所得水準は低いのですが、大阪府全体の中で見ると必ずしも低いとは言えない状況です。それは、この間の共同事業交付金の差額で寝屋川市が赤字を出していることからも明らかです。また、保険料軽減のための繰り入れもしていますので、統一保険料は現行の保険料に比べて高くなります。いずれにしても国保加入者の負担は大幅にあがります。市として保険料の水準はどの程度を予測していますか。

大阪府の担当者はこのような事態に対しての対策については「制度改変によって保険料が上がるところにたいしては、大阪府全体の公費で激変緩和を行う。ただし、それは繰り入れを行わない場合の保険料に対して上がる場合であり、現在、国が全国統一のルールを検討している。繰り入れをして保険料が安くなっていて値上がりをする場合は、市町村において激変緩和をしていただく」と回答しています。そして、市町村独自に法定外繰り入れは可能かとの問いにたいしては、「市町村が法定外繰り入れをすることを府がやめさせることはできない」「保険料決定は市町村長の権限」と回答しています。試算が行われる1年前には大阪府の担当者は「一般会計法定外繰り入れは赤字という扱いなので2017年度中にやめていただきたい」「一般会計法定外繰り入れは国が赤字と行っているので、赤字解消については大阪府が指導していかざるを得ない」「大阪府が決めたことを市町村が変えるということはおそらくできないだろう」と発言をしていたことを考えると、大きな違いがあります。

そこでお聞きします。寝屋川市は2017年度の予算で一般会計法定外繰り入れを行い国保料の引き下げを行うことを決めましたが、府からの指導はありましたか。また、介護保険料の引き下げが大きな問題となった際、寝屋川市は一般会計法定外繰り入れについて大阪府に相談をした結果、一般会計法定外繰り入れはできないとの府の指導があったため、繰り入れはできないと答弁をしてきました。今回、2018年度4月に国保の都道府県単位化が迫る中での2017年度の寝屋川市として初めての保険料軽減を明記した法定外一般会計繰り入れですが、大阪府と何らかの事前の問い合わせは行いましたか。行っていたのならその内容を、行っていないのならその理由をお示しください。

介護保険への法定外一般会計繰り入れも寝屋川市の判断で今後検討すべき課題であると考えます。

また、来年度以降の国民健康保険料率の決定に際して法定外繰り入れも視野に入れているのか。市の考えをお示しください。

今後、国が新たに設定した3回目の統一保険料の試算は8月です。その後は、10月に18年度の仮係数による試算、12月に確定係数による算定が行われます。結局12月まで正確な保険料は示されません。この間の寝屋川市の答弁では12月の算定まちになるのではないかと危惧します。

来年4月からの都道府県単位化の運用開始を考えますとあまりに課題が多く検討期間が短すぎます。現時点でも統一国保険料化によって寝屋川市の国保料の大幅な引き上げは十分に推測されます。寝屋川市として社会保障制度としての国保を守って行くためにも保険料引き下げに向けての方策を考えているのか。大阪府の考える大阪の国保の統一についてどのように評価をしているのか。答弁を求めます。国のガイドライン「国民健康保険運営方針」はあくまでも技術的助言であります。保険料の賦課決定権や予算決定権はこれまでどおり寝屋川市にあります。地方自治の侵害とならないよう、大阪府の国保運営について寝屋川市として意見をすることを求めます。また、佐賀のように多くの自治体の首長が異論を出す中で、統一保険料化が見直されてきていることもお示ししました。市長の国保に対する姿勢をお答えください。市として、いつ頃をめどに来年度保険料についての考えを決めるともりか明らかにしてください。

次に2017年度の寝屋川市の国民健康保険料についてです。3月議会で北川市長は市営住宅の建て替え見直し効果額等5.5億円を国保引き下げに使うことを表明されました。そして、今年度の国保料が６月１日告示され、200万円所得の４人家族で37万100円と前年度から年額で6000円下がりました。市民は国保料が下がったと実感できる引き下げを求めていましたが、市民の感想を聞きましたが、下がったのは嬉しいが、でも高くて支払いは困難というものでした。来年度の都道府県単位化を前に大阪府下の多くの自治体が国保料を引き上げている中での引き下げは評価するものです。今回の国保料決定までの過程を明らかにしてください。市長が施政方針で明らかにした5.5億円の予算はどのように反映されているのかを中心にお答えください。

次に公営住宅についてです。

　参院国土交通委員会は４月１８日、住まいの確保が困難な人への支援策として、空き家等を活用する新制度をつくる住宅確保法改正案、いわゆる住宅セーフティーネット法を全会一致で可決しました。

　新制度は主に、空き家等を、低所得者や高齢者、障害者、被災者など「住宅確保要配慮者」の「入居を拒まない」民間賃貸住宅として登録。自治体が要配慮者の円滑な入居を支援し、登録物件の家主へ家賃・改修費を補助するものです。

　採決に先立つ参考人質疑で、ホームレスについて調査・研究する「ＡＲＣＨ（アーチ）」の土肥真人東京工業大学准教授は、ホームレスの多くは月数万円の収入を得ており、住居費を支援すれば自立できるとして、家賃補助の重要性を強調しています。本法案に明記して予算を増やすよう訴えました。

　塩崎賢明（よしみつ）立命館大学特別招聘（しょうへい）教授は、公営住宅の役割と国の責任を改正案に位置付けるべきだと指摘しています。被災者の定義を「発災から３年」と限定すべきでないと主張しました。

　日本共産党の仁比聡平議員は、家賃負担が年金収入の７７％に上る例を示し、家賃補助制度のあり方を質問。塩崎氏は「本来、借りる本人に支給すべきだ」と答えています。

　寝屋川市では、現在の市営住宅の移転促進のために民間住宅に移転した際、市営住宅の家賃との差額分の家賃を補助することが行われています。しかし、市民全般を対象とする公営住宅としての民間住宅の借り上げ制度は、進んでいないのが現状です。

　公営住宅を新たに立てるよりも、市内の空家を借り上げて市民に提供する方が、素早く安価に提供できると考えます。

市として民間の空家を借り上げて公営住宅として貸し出すことについては進んでいないと考えますが、このことをどのように分析し、改善を図ろうとしているのか。市の見解を明らかにしてください。

　今年度、新婚家庭向けの家賃補助制度が作られました。しかし、市民向けの制度はありません。寝屋川市として新たな公営住宅を建てるより、民間マンションや借家に入居した公営住宅入居基準を満たす市民に対して、直接の家賃補助を出すことが一番わかりやすい、住宅施策と考えますが、寝屋川市の見解を求めます。

　次に、大東市や門真市では大阪府営住宅の市への移管が行われようとしています。近隣市で府営住宅の市への移管が行われていく中で寝屋川市は府営住宅の移管についてどのように考えているのか。明らかにしてください。今までに府との交渉が行われていれば明らかにしてください。

　次に市営住宅についてです。寝屋川市営住宅条例　第16条　市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に入居を希望するときは、市長が定めるところにより、市長の承認を受けなければならないとされています。市の定める地位継承の基準をお示しください。住まいは生活の基本です。現在、大阪府営住宅では親子間でも地位継承ができない場面も出てきています。生活基盤である住まいを失うことがないような、市の基準を求めます。

民泊についてです。

日本共産党の穀田恵二議員は2月23日、違法「民泊」が住環境を壊すだけでなく、街づくりの大問題だとして、規制強化で厳しく取り締まるべきだと厚生労働大臣に求めました。

　京都市の｢『民泊』施設実態調査｣では､調査した2702件のうち､旅館業法上の認可を受けている｢民泊｣はたった7%でした｡穀田氏の指摘に､塩崎恭久厚生労働相も各地に広がる｢民泊｣は圧倒的に違法だと認めました｡

　穀田氏は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合の関係者が「たとえ１日であっても、お客の命と財産を預かるのが宿泊サービス。コストがかかっても消防法や建築基準法、衛生の規制や環境整備等の旅館業法を守って営業している」と語っていると紹介。「宿泊サービスは、観光客、旅館・ホテル、近隣住民の３者の安心・安全が守られて初めて成り立つ。安心・安全を保障する旅館業法の厳しい基準が守られなければならない」と指摘しました。

　穀田氏は「住んでよし、訪れてよし」の観光理念を定めた観光立国推進基本法には「観光は将来にわたる豊かな国民生活の実現」という目的があり、「違法『民泊』によって、住民が自分たちの住む街に対する魅力や誇りが失われている。住宅専用地域における『民泊』を認めるなど緩和拡大の民泊新法は断じて認められない」と強調しました。

　住宅宿泊事業法（民泊新法）が６月９日の参院本会議で自民、公明、維新、民進の各党などの賛成で可決、成立しました。日本共産党と、社民党、参院会派「沖縄の風」は反対しています｡

　同法は、旅館業法上認められていない住宅での宿泊業を解禁します。従来、宿泊業には、消防設備や衛生基準など最低限の基準を満たし、旅館業法上の許可が必要でしたが、同法では基準を満たさない住宅での宿泊事業も、届け出だけで認められます。

　６月８日の参院国土交通委員会の参考人質疑では、日本中小ホテル旅館協同組合の金沢孝晃理事長が、違法民泊を放置する政府や行政、報道しないマスコミに驚きを隠せないと発言。「ホテル旅館を４０年経営してきたが、今の旅館業法の規制が厳しいと思ったことは全くない」と話し、安心安全に深く関わる「当たり前の規制だ」と断言しました。日本共産党の辰巳孝太郎氏が、「ホテル不足」の実態について問うと、金沢氏は「国内のビジネス客が利用するホテルが大阪や東京で取れないだけで、少し中心部から離れれば、ホテルはいくらでもある」と述べました。

　株式会社「百戦錬磨」社長の上山康博氏は、宿泊施設仲介事業者の立場から「違法ビジネスを具現化するプラットフォームがある」と、海外大手仲介業者を批判しました。

　辰巳氏は「違法物件と知りながら、対策を取らずに仲介を続け、収益を得ることは不法収益だ」と断罪し、「違法行為を防ぐ一番有効な手段は、仲介業者に違法物件を掲載させないことだ」と指摘。一部大手仲介業者が違法物件を掲載し続けていることを政府も追認し、違法民泊を野放しにしてきたと批判しました。

寝屋川市は市内の空家も多く、京阪電車で大阪も京都も一本で出ることができる大変便利な街です。今後、民泊として貸し出される空家も増えていくのではないかと考えられます。

　そこでお聞きします。市民の方からは、無届けの違法な民泊がすでに行われているのではないかと聞くこともありますが、現在、寝屋川で民泊について何らかの問題は起きていませんか。起きているのなら具体的な中身を明らかにしてください。

　寝屋川市内において民泊は進めていきたいと考えているのか。また寝屋川市として民泊について、年間宿泊日数の制限など独自の条例作りを考えているか。市の見解を明らかにしてください。

　次に、市内で民泊を計画し、地域の住民にたいして説明をしているところもあると聞いていますが、寝屋川市として市民の相談窓口はどこになるのか。大阪府との連携はどのように行われるのか明らかにしてください。

その他で何点か質問します。

医療助成制度の維持についてです。

大阪府の福祉医療費助成制度「見直し」案が3月24日、府議会で提案・可決されました。これにより、市町村と大阪府が共同で行っている福祉医療助成制度では、来年度から障害者の院外薬局での料金徴収、自己負担上限額の引き上げなどの改悪が計画されています。６５歳以上の重度でない障害者など約３万６千人への補助を打ち切る方向も示しています。

しかし、障害者団体やなど多くの府民の運動によって、対象はずしによる激変緩和措置の延長や１医療機関の１ヵ月上限を撤廃ではなく３千円までの引き上げとすることを求める意見が府議会議員から出され、大阪府は当初の計画の大幅な変更を迫られることになりました。
　これに先立つ３月16日に行われた健康福祉常任委員会の知事質問では、「老人医療」の実質廃止により対象から外される現行利用者への経過措置期間を３年に延長するよう意見が出され、松井知事も了解しました。改定実施時期の延期と合わせると約４年間の延長となります。

また、附帯決議の動議が出され、①１医療機関３千円で止めることについて調整に努めること、②自動償還の仕組みについて必要な措置を講じること、③上記２点に全力で取り組むこと、との附帯決議が採択されました。

来年４月から実施される福祉医療助成制度の改悪ですが、寝屋川市がどのように対応していくのかが問われてきます。府の改悪に無条件で従っていくのか。それとも寝屋川市として市民の命を守る立場で対応していくのか。市の見解をお聞かせ下さい。

また、今回自動償還の仕組みが検討されますが、寝屋川市として介護や医療費などいろいろな償還払いを行っているものがありますが、おのおの自動償還は可能なのか。市民の利便性を考え今後の検討課題とすることを求めます。市の見解をお示しください。

寝屋川市内の道路改修についてです。

市道池田秦線がかなり傷んで寝屋川市役所付近で大きな水しぶきを上げて、遊歩道を歩いている市民が濡れると苦情を聞いています。市役所近辺は一定の補修がなされましたが、少し離れると行われていません。市役所前の道路ですし、早急な改善が必要ではないでしょうか。市の予定をお聞きします。

このように市内の道路に対する苦情や相談が市民から寄せられると思いますが、どのような対応が取られているでしょうか。市民の方からは、個人で相談に行くと、自治会としての申し入れを求められるなどの話しを聞くこともありました。市としての考え方をお示しください。

次に私道の改修ですが、お隣大東市では地権者の同意で市が全額負担で舗装工事を行っていると聞いています。寝屋川市では道路幅によって1/5又は1/4の負担を地権者に求めています。しかし、道路の通行人の状況などを調査し、公共性の高い道路については市として改修をすることができるようにすることが求められているのではないでしょうか。市の見解をお聞きします。

以上で一般質問を終わります。再質問あるときは次席にて行います。ご清聴ありがとうございました。